

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月1日
【会社名】	テクノプロ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	TechnoPro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 西尾 保示
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6362-1178
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 佐藤 博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6362-1178
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 佐藤 博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 430,220,000円 (第2回新株予約権) その他の者に対する割当 21,000,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 6,921,000,000円 (第3回新株予約権) その他の者に対する割当 3,900,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 2,928,900,000円 (注)行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな い場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合に は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際 して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少 する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	140,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式（以下、「本新株式」といいます。）については、平成28年4月1日付の当社取締役会において発行を決議しております（本新株式の発行を、以下、「本第三者割当増資」といいます。）。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	140,000株	430,220,000	410,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	140,000株	430,220,000	410,000,000

(注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、20,220,000円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,073	2,928.57	100株	平成28年4月18日（月）	-	平成28年4月18日（月）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、当社とドイツ銀行ロンドン支店（以下、「割当先」といいます。）との間で、株式買取契約（以下、「本株式買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに割当先との間で本株式買取契約を締結しない場合、割当先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。

5. 本新株式の発行により資金調達を行う目的

当社グループは、最新の技術力を持つ約12,000人の技術者・研究者を擁し、多様な産業における約1,800社の顧客の技術開発を支援しています。

当社グループは、平成26年の東京証券取引所市場第一部への上場を経て、平成28年6月期を初年度とし、平成30年6月期を最終年度（以下、当該期間を「本中期経営計画期間」といいます。）とする中期経営計画

「Growth 1000」を策定し、技術者派遣領域の収益基盤強化に加えて、「その他技術系人材サービス」における成長を掲げ、それらを促進する手段としてM&Aを推進しています。

当社グループは、その一環として、IT分野の受託開発領域の拡大を推進するため、平成28年2月26日に株式会社オンザマーク（以下、「対象会社」といいます。）の発行済普通株式の100%を取得することを決議致しました。

対象会社の普通株式の取得費用には、当初手元資金を充当しましたが、手元流動性の確保の観点から、本第三者割当増資の調達資金にて、当該減少分を補うことと致しました。なお、本第三者割当増資と併せて、借入金その他の資金調達方法も検討致しましたが、当社の財務状況と当該取得費用の金額、後記「4 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）」及び「5 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）」に記載の新株予約権の発行による資金調達の時期等を総合的に考慮し、本第三者割当増資を選択するに至りました。

また、本第三者割当増資により、従来1億円であった当社資本金が5億円以上となる見込みであることから、結果的に法人税法上及び税効果会計上の取扱いが変更され、本中期経営計画期間における税金費用が平準化されるため、当該期間における当期利益水準が、当社業績をより適切に反映したものとなる見込みとなることを申し添えます。

### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
テクノプロ・ホールディングス株式会社 財務部	東京都港区六本木六丁目10番1号

### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区新橋一丁目10番6号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

### (1)【募集の条件】

発行数	2,000,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	21,000,000円
発行価格	新株予約権1個につき10.5円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年4月18日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	テクノプロ・ホールディングス株式会社 財務部 東京都港区六本木六丁目10番1号
払込期日	平成28年4月18日(月)
割当日	平成28年4月18日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新橋支店 東京都港区新橋一丁目10番6号

(注)1. 第2回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第3回新株予約権証券と総称して「本新株予約権」といい、本新株予約権による資金調達を「本件調達」といいます。)については、平成28年4月1日付の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下、「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、3,450円とする（以下、「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する発行済普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>6,921,000,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年4月18日(当日を含む。)から平成30年4月17日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>テクノプロ・ホールディングス株式会社 財務部 東京都港区六本木六丁目10番1号</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 新橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり10.5円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 本注記第1項から第7項の記載は、本新株予約権に共通の内容であり、後記「5 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」に関わる注釈を含んでおります。

## 1. 本件調達による目的

当社グループは、中期経営計画「Growth 1000」において、(1)技術者派遣領域の収益基盤強化、(2)技術系人材サービス・グループとしての成長、(3)バランスを確保した資本政策の推進、及び(4)コーポレート・ガバナンスの充実、の四点を重点方針として、業績目標実現に向けて事業を展開しています。

具体的には、現時点までに、(1)在籍技術者の平成28年6月期上半期の平均稼働率を適正水準である95%台に維持、(2)技術者当たり単価の着実な上昇、(3)新卒・既卒技術者採用の増加と離職率低下による技術者数増加、(4)平成27年9月発表のピーシーアシスト株式会社の普通株式取得（子会社化）や平成28年2月発表の対象会社の普通株式取得（孫会社化）等を実現しています。

当社は「Growth 1000」の重点方針を実現する上で、M&Aを重要な手段と位置付けており、本中期経営計画期間において100億円の投資枠を設定しています。今般、「Growth 1000」に定めた業績目標の確実な達成及びそれに伴う必要資金の確保と財務体質の強化を目的とし、本件調達を決定致しました。

本件調達による調達資金は、企業価値の向上に資する今後のM&A投資に活用する予定ですが、こうしたM&A投資が実現しない場合には、組込ソフトウェアや3次元CAD、CAE等の戦略技術分野における最先端の技術に習熟した付加価値の高い技術者・研究者やプロジェクトマネージャーの獲得及び社内育成のための投資、業務効率化のための情報システム、アプリケーション開発等のITインフラ強化、規模拡大に対応した営業担当者等の増員及び拠点拡大等の事業インフラ強化等、M&A投資による当社グループの成長を代替する観点から必要な分野への投資に活用する予定です。

## 2. 本件調達の概要

本件調達は、ドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割当て、ドイツ銀行ロンドン支店による将来的な本新株予約権の行使を通じて当社が将来的に資金を調達する仕組みとなっています。本新株予約権の行使価額は、本件調達に係る取締役会決議の日の前営業日（平成28年3月31日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値（以下、「基準日株価」といいます。）を上回る3,450円（第2回新株予約権）及び4,500円（第3回新株予約権）に固定されています。

いずれの行使価額についても、過去当社株価水準や将来の利益水準見込み等を元に、既存株主への配慮と調達の蓋然性を鑑みて決定致しました。

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本新株予約権買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下、「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下、「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から30営業日の期間（以下、「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日（同日を含みます。）又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出したときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可の是非を判断致します。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

## 3. 本件調達の選択理由と特徴

### < 本件調達の選択理由 >

当社は、上記「（注）1. 本件調達による目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討致しましたが、下記「< 本件調達の特徴 >」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、ドイツ銀行グループより提案を受けた本件調達のメリットを鑑み、本件調達による資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断致しました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

### < 本件調達の特徴 >

上記「（注）1. 本件調達による目的」に記載の通り、当社は、「Growth 1000」に定めた業績目標の確実な達成及びそれに伴う必要資金の確保と財務体質の強化を目的として、本件調達を検討してまいりました。本件調達は、将来における、資金調達による自己資本の増強（以下、資金調達のうち、自己資本の増強を企図する場合は「資本調達」といいます。）を企図しています。

資本調達の手段として、本件調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあると当社は考えています。

## 〔メリット〕

時価よりも高い固定行使価額（資本調達目標株価）での資本調達

後述の他の資本調達手段では、一株当たりの発行価額が本件調達の基準日株価よりも低く設定されるリスクが高い中で、本新株予約権の行使価額は本件調達の基準日株価よりも高く設定されています。したがって、本件調達は、後述の他の資本調達手段と比べて高い株価で希薄化が生じると想定されるため、既存株主に配慮した調達手段であると考えています。

行使許可を通じた当社による調達のコントロール

本新株予約権につきましては、行使対象となる株数及び行使期間の制約が定められており、割当先はこの制約の中で権利行使をすることとなります。また、行使許可につきましては、当社の事業環境や資金需要、株価水準等を見極めながら、当社が行使許可の是非を判断することが可能です。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,650,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

資本調達目標株価での機動的な資本調達の追求

後述の他の資本調達手段では、株価が資本調達目標株価に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中に株価変動が発生することから、資本調達目標株価での機動的な資本調達機会を逸してしまうリスクがあります。これに対し、本件調達では、株価が上昇した際に、割当先からの行使許可申請を経て、資本調達目標株価での資本調達が機動的に追求できます。

当社による本新株予約権の取得を通じた本件調達のキャンセル権

将来的に本件調達による資本調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資本調達手段が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間を除き、いつでも残存する本新株予約権を取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生しません。

## 〔デメリット〕

当初に満額の資本調達ができない点

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に、行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資本調達がなされます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、いずれも本件調達の基準日株価よりも高く設定されており、当社の株価が本新株予約権の行使価額を超えて初めて権利行使請求が行われる可能性が生じます。もっとも、当社は、本件調達を通じた調達資金を直ちに必要とする状況にはなく、今後の事業拡大時において必要としていることから、本デメリットが上記のメリットを上回ることはない判断致しました。

株価低迷時に資本調達が実現しない可能性

株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本件調達による資本調達が実現しない可能性があります。もっとも、その場合には、当社は、本新株予約権の取得を通じて本件調達がキャンセルし、他の資本調達手段を追求することができることから、本デメリットが上記のメリットを上回ることはない判断致しました。

割当先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当先は当社株式について長期保有を約しておらず、割当先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、当該売却により当社株価が一時的に下落する可能性があります。もっとも、割当先は、当該売却後も新株予約権の行使により新たに追加取得する当社株式の売却を円滑に行うため、当社株価の下落を回避したいとのインセンティブを有していると合理的に推定されるため、本デメリットが上記のメリットを上回ることはない判断致しました。

以上の本件調達のメリットとデメリットの比較検討を行った結果、当社は、メリットがデメリットを総合的に上回ると判断致しました。

また、本件調達に際して、以下の他の資金調達手段との比較検討を行いました。以下に記載の理由から、本件調達が当社のニーズに最も適った手段であると判断致しました。

## ア．公募増資

公募増資による新株式発行は、資本増強を一度に実現可能とするものの、同時に希薄化を一度に引き起こすため、当社は当社株価に対する悪影響が大きくなるリスクを懸念致しました。さらに、当社は、対象会社の普通株式取得に伴い減少した手元資金確保のための必要資金を除き、本件調達を通じた調達資金を直ちに必要とする状況にはなく、今後の事業拡大時点において必要としていることから、公募増資による新株式発行は当社のニーズに適さない判断致しました。

## イ．第三者割当増資

当社は、対象会社の普通株式取得に伴い減少した手元資金確保のための必要資金につきましては、本第三者割当増資による調達資金を充当する予定ですが、本件調達を通じた調達資金を直ちに必要とす

る状況にはなく、今後の事業拡大時点において必要としていることから、全ての金額を第三者割当増資により調達することは当社のニーズに適さないと判断致しました。

#### ウ．株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資本を調達できるか不透明であり、株主割当増資による新株式発行は当社のニーズに適さないと判断致しました。

#### エ．新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューにつきましては国内で実施された実績が乏しく、資本調達手法として未だ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増加することが予想され、当社にとって適切な資本調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューにつきましても、上記ウ．の株主割当増資と同様に、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資本を調達できるかどうか不透明であり、当社のニーズに適さないと判断致しました。

#### オ．社債又は借入れ

社債又は借入れによる資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。本件調達の資金使途も鑑み、当社のニーズに適さないと判断致しました。

### 4．本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印した上、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

### 5．株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

### 6．本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

### 7．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

### (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	650,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	3,900,000円
発行価格	新株予約権1個につき6.0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年4月18日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	テクノプロ・ホールディングス株式会社 財務部 東京都港区六本木六丁目10番1号
払込期日	平成28年4月18日(月)
割当日	平成28年4月18日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新橋支店

- (注) 1. 第3回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第2回新株予約権証券と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成28年4月1日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は650,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、4,500円とする（以下、「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する発行済普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,928,900,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年4月18日（当日を含む。）から平成30年4月17日（当日を含む。）までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 テクノプロ・ホールディングス株式会社 財務部 東京都港区六本木六丁目10番1号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり6.0円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 前記「4 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の注記をご参照下さい。

## (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 6【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,280,120,000	18,000,000	10,262,120,000

本新株式及び各本新株予約権の内訳は以下の通りです。

	発行価額の総額(円)	行使に際して出資される財産の額の合計額(円)
本新株式	430,220,000	
第2回新株予約権	21,000,000	6,900,000,000
第3回新株予約権	3,900,000	2,925,000,000
合計	455,120,000	9,825,000,000

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、払込金額の総額(本新株式の発行価額の総額に、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合計した金額)から発行諸費用の概算額を控除した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された前提で算出しております。
2. 行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

## (2)【手取金の使途】

本新株式

本新株式による資金調達を通じて、当社グループのIT分野における受託開発領域の拡大を推進する目的として、当社が平成28年3月に実施した株式会社オンザマークの普通株式取得に伴い減少した手元資金を確保し、手元流動性を一定程度確保することを意図しております。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
株式会社オンザマークの普通株式取得に伴い減少した手元資金の確保	429,220	-

- (注) 上記金額は本新株式の発行価額の総額から本新株式に関する発行諸費用の概算額(約1,000千円)を控除した金額です。

本新株予約権

本件調達による潜在的な調達資金の合計額は9,849,900,000円(本新株予約権に関する発行諸費用約17,000,000円を控除後の金額9,832,900,000円)となる予定であり、具体的な使途につきましては、現時点において次の通り予定しています。

なお、本新株予約権の行使の有無は割当先の判断に依存するため、現時点において調達を想定する金額は確定したのではなく、将来時点において実際に調達できる金額と異なる可能性があります。また、割当先による本新株予約権の行使時期は未確定であり、M&A投資機会が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該M&A投資に係る費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手元資金又は借入金の充填・返済に充てる予定です。

具体的な用途	金額（千円）	支出予定時期
以下の技術分野・事業領域の拡大のためのM&A投資資金 - 自動車分野等での組込ソフトウェア受託開発 - クラウド/パッケージソリューション等のIT受託開発 - 化学・生化学分野での臨床試験等の研究開発受託 - 技術者有料職業紹介や採用代行サービス（Web等の媒体を含む。） - 技術者の教育研修・キャリアコンサルティングサービス 等	9,832,900	平成28年7月～ 平成31年6月

前述の通り、当社は、中期経営計画「Growth 1000」の重点方針である(1)技術者派遣領域の収益基盤強化、(2)技術系人材サービス・グループとしての成長を促進する手段として100億円のM&A投資枠を設定しており、かかる投資枠に対して、本件調達による調達資金が充当される予定です。

上記技術分野・事業領域は、技術者派遣領域と相乗効果が高い「その他技術系人材サービス」に属するものであり、当該技術分野・事業領域におけるM&A投資を推進することは、当社グループの安定的な業容拡大と企業価値向上に寄与するものと考えています。

しかしながら、企業価値の向上に資するM&A投資機会が実現しない場合には、付加価値の高い技術者等の獲得及び社内育成、並びにそれらに伴い必要となる各種インフラの拡充により、自律的に「Growth 1000」の重点方針を実現する予定です。その場合には、本件調達による調達資金の一部又は全部について、下記の通り、資金使途の見直しを行う可能性があります。資金使途の見直しを行い、実際に、調達した資金を下記に記載される使途に充当することを決定した場合には、決定時期に応じて、有価証券報告書又は四半期報告書に記載するほか、東京証券取引所において適時開示を行います。

具体的な用途	金額（千円）	支出予定時期
組込ソフトウェアや3次元CAD、CAE等の戦略技術分野等における最先端の技術に習熟した付加価値の高い技術者・研究者やプロジェクトマネージャーの獲得及び社内育成のための投資	5,600,000	平成29年7月～ 平成31年6月
事業規模を活かした業務の更なる効率化に向けたシステム、アプリケーション等のITインフラへの投資	1,500,000	
規模拡大に対応した営業担当者・採用担当者等の増員及び拠点拡大等の事業インフラへの投資	2,732,900	

上記の代替的資金使途は、M&A投資によって獲得を見込んでいた付加価値の高い技術者・研究者やプロジェクトマネージャーの獲得及び社内育成を促進し、多様化かつ高度化している顧客ニーズを満たす人材サービスを提供することを企図しています。また、上記及びの代替的資金使途は、これらの技術者等の採用・育成・配属を含めた当社全体の事業規模の拡大を支えるITインフラや事業インフラの整備を企図しています。いずれもM&A投資による当社グループの成長を代替する観点から、必要な投資先と考えています。

なお、上記資金使途への充当よりも本件調達が先行した場合には、当該資金は銀行預金等の安全性と換金性が高い方法で保管する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

割当先の概要及び提出者と割当先との間の関係は、平成28年3月31日現在におけるものであります。

a. 割当先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウナスアンラーゲ 12 (Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 (2014年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)) 平成27年6月29日関東財務局長に提出 有価証券報告書(2014年度)の訂正報告書 平成27年6月29日関東財務局長に提出 有価証券報告書(2014年度)の訂正報告書 平成27年8月21日関東財務局長に提出 半期報告書 (2015年度中(自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)) 平成27年9月29日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

#### c. 割当先の選定理由

当社は平成27年12月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において正式な協議・検討を開始した結果、以下に述べる通り、本第三者割当増資及び本件調達が当社のニーズに最も適した調達手段であり、ドイツ銀行グループを割当先とするのが最善であるとの結論に至ったため、本日、平成28年4月1日の取締役会において本第三者割当増資及び本件調達を決議致しました。

当社には、既存株主に配慮をしつつ、将来的な資金需要に対応出来、かつ財務体質強化に資する資本調達手段へのニーズがありました。ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けた中で、ドイツ銀行グループより提案を受けた本第三者割当増資及び本件調達は、当社の業績向上等に起因して当社株価が上昇する際に、基準日株価を上回る価格で機動的に資本調達が実現できる点において当社のニーズに合致しており、また、本件調達はドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成19年2月から現在までに、当該手法を用いた資金調達で22件の実績を有していることから、ドイツ銀行グループを割当先とする本件調達の実施を決議致しました。

(注) ドイツ銀行ロンドン支店に対する本新株式及び本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株式の総数140,000株

本新株予約権の目的である株式の総数2,650,000株(内訳は以下の通り)

第2回新株予約権 2,000,000株

第3回新株予約権 650,000株

## e. 株券等の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株式並びに本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定です。ドイツ銀行ロンドン支店は、株価の状況等により、保有株式を短期で売却する可能性があります。

なお当社は、ドイツ銀行ロンドン支店が発行日より2年以内に本新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

## f. 払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当先の直近の半期報告書（平成27年9月29日提出）に記載されている財務諸表等から、純資産額は683億ユーロ（約84,767億円、換算レート1ユーロ124.11円（平成28年2月29日の仲値））（連結、平成27年6月30日現在）であると確認しているほか、当該資金の払込みにつきましては本株式買取契約及び本新株予約権買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

## g. 割当先の実態

割当先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank）及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（BaFin））の監督及び規制を受けています。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けています。

また、ドイツ銀行は本邦にも東京支店を有しており、外国銀行支店として銀行法に基づき金融庁の監督及び規制を受けており、ドイツ銀行グループの国内法人であるドイツ証券株式会社は、金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第117号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けています。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社並びにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

##### 本新株式

本新株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の日の前営業日(平成28年3月31日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値の92%に相当する金額である1株当たり3,073円と致しました。

上記発行価額は、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したことに加え、本第三者割当増資の割当先であるドイツ銀行ロンドン支店からのディスカウント要請についても考慮した上で決定致しました。当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、当社の事業成長及び企業価値向上の実現を目的とした本第三者割当増資は、当該ディスカウントを行っても、事業戦略上不可欠であると考えております。なお、上記発行価額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しているものと考え、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しています。

なお、本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の日の前営業日(平成28年3月31日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である3,137円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しています。)に対して2.04%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対する割合数値の計算について同様に計算しています。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である3,148円に対して2.38%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である3,261円に対して5.77%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社監査役4名全員(うち社外監査役が3名)から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当先に対して特に有利ではないことに関する適法性は確保されている旨の見解を得ています。

##### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及びドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を独立した第三者算定機関(トラスティーズ・アドバイザー株式会社、東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー25階、代表者寺田芳彦)に依頼致しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該第三者算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該第三者算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、一定の状況下において当社による行使許可がなされるという前提条件を設定するとともに、割当先の権利行使行動に関する一定の前提条件(割当先の経済合理性に基づき、割当先からの行使許可申請がなされること及び当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合(10%程度)に30取引日に乗じた株数の範囲内で速やかに権利行使が行われることを含みます。)を設定しています。また、取得条項につきましては当社の意思決定による新株予約権の取得が行われないことを前提として評価を行っています。さらに、新株予約権行使による株式処分コストについて、当社株式を市場で出来高の一定割合(10%程度)の株数ずつ処分する場合に生じる株価下落リスクを加味して、また、新株予約権の発行時の株価への影響度を他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該第三者算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を第2回新株予約権は10.5円、第3回新株予約権は6.0円とし、本新株予約権の行使価額は当初、基準日株価を、第2回新株予約権は3.29%、第3回新株予約権は34.73%、それぞれ上回る金額と致しました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該第三者算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、本新株予約権の発行につきましては、監査役4名全員(うち社外監査役3名)から、上記算定根拠に照らした結果、発行価額が割当先に特に有利でないことに関する適法性は確保されている旨、並びに( )固定行使価額(資本調達目標株価)によるターゲット・イシューであるため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはないこと、( )原則として当社の行使許可をもって資本調達目

標株価で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めがかかること、及び( )株価動向に関わらず最大交付株式数が限定されていることから、少数株主に対して一定の配慮がなされている資本調達手段である旨の意見表明を得ています。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

### 本新株式

平成27年12月31日現在の当社の発行済株式総数は34,074,000株であり、総議決権数は340,707個です。

本第三者割当の発行規模は、発行予定株式数140,000株(議決権数1,400個)であり、本第三者割当前の発行済株式数の0.41%(議決権における割合は、総議決権数の0.41%)であり、株式価値が希薄化致します。

しかしながら、今回の対象会社の普通株式取得により、技術系人材サービス・グループとしての成長を推進し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

したがって、本第三者割当増資により一時的な希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の利益の向上に繋がるため、希薄化の規模は適切であると判断しています。

### 本新株予約権

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は2,650,000株(議決権26,500個)であり、平成27年12月31日現在の当社発行済株式総数34,074,000株及び議決権個数340,707個を分母とする希薄化率は7.78%(議決権ベースの希薄化率は7.78%)に相当します。

なお、ドイツ銀行ロンドン支店が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本件調達の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、ドイツ銀行ロンドン支店への割当後の所有議決権数の、割当後の総議決権数に対する割合は7.22%となる見込みです。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって固定行使価額で行使されるとともに、第2回及び第3回新株予約権を一括して行使することはできないため、急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、前述の通り、本新株予約権の発行並びにドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の通り、第一義的には今後のM&A投資に、又は当社の企業価値の向上に資するM&A投資機会が実現しない場合には、代替的に、組込ソフトウェアや3次元CAD、CAE等の最先端の技術に習熟した付加価値の高い技術者・研究者やプロジェクトマネージャーの獲得及び社内育成、並びにこれらの技術者の採用・育成・配属を含めた当社全体の事業規模の拡大を支えるITインフラや事業インフラの整備に充当することで、事業規模の拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断致しました。

なお、将来何らかの事由により資本調達の必要性が薄れた場合、又は本件調達より有利な資本調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、行使許可期間を除き、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しています。

なお、本件調達において、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される株式数2,650,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は269,684株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権につきましては、当社がドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権の行使許可を行う際、その時点における当社株式の出来高及び売買代金の状況から流動性を考慮した上で、行使許可を与える新株予約権数を制限することも可能であること、及び 当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本件調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断致しました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,687,400	10.82	3,687,400	10.00
GOLDMAN SACHS & CO.REG (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号)	2,917,851	8.56	2,917,851	7.92
ドイツ銀行ロンドン支店(ドイツバンクアーゲーロンドン6100)(常任代理人ドイツ証券)	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK(東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー)	-	-	2,790,000	7.57
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	1,995,154	5.86	1,995,154	5.41
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,979,311	5.81	1,979,311	5.37
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,751,300	5.14	1,751,300	4.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,708,500	5.01	1,708,500	4.64
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE: 94111 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,380,700	4.05	1,380,700	3.75
THE BANK OF NEW YORK 133522 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM(東京都中央区月島四丁目16番13号)	1,008,987	2.96	1,008,987	2.74
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	790,251	2.32	790,251	2.14
計	-	17,219,454	50.54	20,009,454	54.28

(注)1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年12月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当前の所有株式数」に、本新株式及び本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、ドイツ銀行ロンドン支店が、本新株式及び本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株式及び本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保

有する意思を表明しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）平成27年9月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第1四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第2四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月30日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月26日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年4月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年4月1日）現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

テクノプロ・ホールディングス株式会社 本店

（東京都港区六本木六丁目10番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

**第四部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第五部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。